

<p>1 開催日時 平成29年2月24日(金) 開会 午前 10時00分 閉会 午前 10時30分</p> <p>2 開催場所 尾張旭市役所 3階 302会議室</p> <p>3 出席委員 内山 哲治、柴田 幸正、辻 佳世子、長谷川 元洋、松原 道雄 5名</p> <p>4 欠席委員 なし</p> <p>5 傍聴者 なし</p> <p>6 出席した事務局職員 行政経営課長 梅本 宣孝、係長 寺尾 綾、主事 佐藤 亮介</p> <p>7 その他の出席者 なし</p> <p>8 議題等 特定個人情報保護評価書(健康課作成成分)について</p> <p>9 会議の要旨 次のとおり</p>	<p>事務局 (課長)</p> <p>それでは、定刻となりましたので、ただいまから、平成28年度第1回情報公開・個人情報保護審査会を開催いたします。</p> <p>本日の会議は、全員出席であり、審査会条例第7条第2項の定足数を満たしておりますので、有効に成立しております。</p> <p>本審査会の運営要領の第2条第4項本文の規定により、非公開情報を含む部分以外は、会議を公開することとなります。なお、傍聴席は、事務局の席の後ろに設けてございまして、現在、傍聴者はいません。</p> <p>委員の皆様方におかれましては、個人情報をはじめとした非公開情報の発言はお控えいただきますようお願いいたします。なお、会議終了後は、非公開部分を除き、議事録を公開とすることについて提案したいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>それでは、ここからは、審査会条例第7条第1項により、会長に議長をお願いいたします。</p>
---	---

<p>会長</p>	<p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>次第のとおり、本日は健康課が作成した特定個人情報保護評価書についてです。</p> <p>それでは、特定個人情報保護評価書についての説明に入ります。特定個人情報保護評価について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (主事)</p>	<p>それでは、特定個人情報保護評価についてですが、昨年度の審査会におきましても、特定個人情報保護評価について簡単な説明をさせていただきましたが、それから随分時間が経っておりますので、再度この場を借りて、まず制度について説明させていただきます。</p> <p>本日配布させていただきました、見出しに「特定個人情報保護評価の概要」と書かれているA4横の資料をご覧ください。</p> <p>特定個人情報保護評価は、特定個人情報ファイル、つまりマイナンバーが含まれる個人情報ファイルのことですが、そのファイルを保有する行政機関や地方公共団体等が、個人のプライバシーの権利利益に与える影響を予測したうえで、特定個人情報の漏えいなどの事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するもので、マイナンバーを扱うこととなる地方自治体は、必ず行わなければならないものです。</p> <p>評価の目的としては、番号制度に対する懸念を踏まえた制度上の保護措置といった部分と、事前対応により個人のプライバシーなどの権利利益の侵害を未然に防ぐといった目的があります。</p> <p>評価の実施主体としては、いくつかあげられていますが、②地方公共団体の長その他の機関とあるように、本市もその実施主体となっております。</p> <p>評価の対象は、さきほど申し上げましたとおり、特定個人情報ファイルを取り扱う事務です。</p> <p>裏面の「しきい値判断フロー図」をご覧ください。</p>

事務局

(主事)

下の方に記載がありますが、評価書の種類には3つありまして、全項目評価・重点項目評価・基礎項目評価があります。その事務の対象人数や、特定個人情報ファイルの取扱者数、過去1年以内に特定個人情報に関する重大事故を発生させたかといったことで、評価の種類が変わります。

尾張旭市は人口8万人程度の市であるため、評価については、全て軽度の基礎項目評価となります。

基礎項目評価書については、今回健康課作成分の評価書を2つ委員の皆様にお配りしております。「母子保健」と「予防接種」の評価書がありますが、まずは母子保健の基礎項目評価書をご覧ください。

表紙に、評価書名、宣言の内容、実施機関、公表日が記載されています。宣言の部分に記載されている内容については、基本的にどの評価書も変わらず、個人のプライバシーなど、権利利益の保護に取り組んでいることを宣言するものとなっております。

次のページには、その事務の名称、概要、使用するシステムの名称、特定個人情報ファイルの名称。次のページには、個人番号を利用するにあたっての根拠が示されています。その下には、情報連携をするにあたっての根拠規定について記載があります。次のページの「しきい値判断項目」の欄では、さきほどお伝えしました、対象人数や取扱者数が記載してあり、これによって評価書の種類が確定することとなります。

ここまでが、特定個人情報保護評価制度の概要についての説明となります。

ここからは、今回お配りしている健康課の評価書について、簡単にご説明させていただきます。

今回新たにこの2つの評価書を作成する必要が生じたのは、平成29年4月から個人番号を使用するシステムの運用を健康課で開始することとなったためです。

まず「母子保健に関する事務」の評価書ですが、2ページ目の②の事務の概要を御覧ください。

<p>事務局 (主事)</p>	<p>これは、母子に対する保健指導や健康診査等に関する事務について評価したものです。また、次のページに記載のある、個人番号の利用や情報連携については、番号法の別表に規定されているため、ここにその項番号などを記載しております。</p> <p>次に、「予防接種に関する事務」の評価書の2ページ目を御覧ください。これも②の事務の概要にあるように、予防接種対象者の抽出や予防接種の実費の徴収などに関する事務について評価したものです。</p> <p>個人番号の利用や情報連携については、番号法の別表に規定されているため、ここにその項番号などを記載しております。</p> <p>この2つの評価書につきましては、個人情報保護委員会に提出し、ウェブ上で公表することとなっております。既に公表済の評価書につきましては、前回の審査会で委員の皆様にご報告させていただいておりますので、今回の評価書につきましても、御報告をさせていただきました。</p> <p>簡単ではございますが、説明は以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>説明が終わりました。委員の皆様の中で報告に対する質問がある方はいますか。</p>
<p>裕原委員</p>	<p>評価書の保護の宣言の部分で、「影響を及ぼしかねない」となっており、通常は「おそれがある」等を使用するかと思いますが、いかがでしょうか。</p>
<p>事務局 (係長)</p>	<p>この部分は、どの評価書も定型文として入れています。取扱いによっては、影響を及ぼす危険があるという意味合いです。</p>
<p>裕原委員</p>	<p>分かりました。</p>
<p>会長</p>	<p>影響を及ぼさない場合もあるということですね。今の箇所はそのままの文言でよろしいでしょうか。</p>
<p>辻委員</p>	<p>意味として通じますので、よろしいと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>その他、御質問等ございますでしょうか。以上をもちまして、報告を終了いたします。ほかに、事務局から何かありますか。</p>

事務局

(主事)

来年度の開催予定と内容についてお知らせします。

来年度は、4月又は5月に一度開催する予定で、内容は「個人情報保護条例の改正」と「特定個人情報の管理に関する規程の制定」についてです。

お手元の「平成29年度尾張旭市情報公開・個人情報保護審査会議題(予定)」と記載されている資料をご覧ください。

まず初めに、個人情報保護条例の改正についてですが、改正の理由として、個人情報保護法と行政機関個人情報保護法が改正されたことがあげられます。施行日は平成29年5月30日の予定となっています。

改正のポイントを大きく分けると、3点あります。

1点目は、「個人情報の定義の明確化」です。今回の改正で、個人情報の中に「個人識別符号」という新たな概念が導入されます。これは、個人情報の内容が多様化される中で、個人番号や基礎年金番号など個人認証に用いるものを「個人識別符号」と定義し、それを個人情報に含められることを明確化するものです。

国の説明では、従来の個人情報の範囲と変わらないとのこと、仮に個人識別符号を改正で加えなくても、運用上は変わらないということになります。その辺りも検討した上で、改正の可否を検討することになります。

2点目は、「要配慮個人情報の取扱い」です。国の個人情報保護法では、人種、信条、病歴等のセンシティブ情報を「要配慮個人情報」と定義するとともに、その取扱いについて定められました。一方、尾張旭市だけでなく多くの市町村の個人情報保護条例では、センシティブ情報の収集を原則禁止し、法令等の規定に基づく場合に収集を可能にするといった例外を設けることにより、既に対応を図っているところが多い状況です。

今回の法改正への対応としては、国の「要配慮個人情報」の範囲を見据え、現状の運用との違いを考慮したうえで、国と同様の取組に移行させるか検討することが考えられます。

3点目は、「番号法の改正による所要の整備」です。

事務局

(主事)

個人情報保護法等改正法により、番号法についても特定個人情報の利用を促進する目的から、所要の改正が行われています。地方公共団体が条例により独自にマイナンバーを利用する場合においても、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とすることとなり、それによって個人情報保護条例にも、情報提供等記録の定義規定や条ずれなど、少なからず影響があります。

また、今回の改正の対象には含めておりませんが、国の法律改正で大きく変わった仕組みとして、「非識別加工情報制度の導入」があります。これは、民間事業者からの提案を受けて、行政機関が保有する個人情報について、特定の個人を識別できないように個人情報を加工した「非識別加工情報」を作成して、民間に提供する制度のことですが、個人情報保護条例は、本来住民の個人情報を保護するためにつくられた制度であるため、「非識別加工情報制度の導入」については、慎重な判断が必要になると考えられます。東京都の検討では、「利活用を目的とした施策であるからこそ、求められる費用対効果やメリット等があるのかを確認する必要がある」といったことも言われています。

そのため、「非識別加工情報制度」については、今回の改正の対象には含まず、他の市町村の状況を注視し、制度について十分な検討が行われてから改正の対象とすることが考えられます。

個人情報保護条例の改正についての説明は以上です。

続きまして、特定個人情報の管理に関する規程の制定について説明させていただきます。

これは、地方公共団体間の個人番号による情報連携が平成29年7月から開始することに伴い、特定個人情報の管理に関して定める必要があるため、制定するものです。

規定内容のポイントは3つあります。

1点目は、「特定個人情報の管理に関する事務を総括する者等について」です。

特定個人情報を総括して管理する者や、各課に保護管理者などを置き、適切に管理するための必要な体制を確保します。

<p>事務局 (主事)</p>	<p>2点目は、「特定個人情報へのアクセス、複製、廃棄等について」です。</p> <p>特定個人情報にアクセスする権限を有する職員を限定し、その権限を、業務を行う上で必要最低限の範囲に限るものとするといった規定や、業務上の目的で情報を取り扱う場合であっても、複製や情報の送信について、必要な制限を加えることができる規定を定めます。</p> <p>3点目は、「情報漏えい起きた際の再発防止措置について」です。</p> <p>保有特定個人情報の情報漏えいなどの事案の発生やその兆候を把握したときは、直ちに保護管理者に報告をし、被害拡大防止のための措置を行わなければならないとする規定や、事案の発生した原因を分析することなどを定めます。</p> <p>他にも、情報システムを使用する場合は「情報セキュリティ基本規程」に則るといった規定も定めることを考えています。</p> <p>簡単ではございますが、次回の審査会の議題についての説明は以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>説明が終わりました。委員の皆さまの中で質問がある方はいますか。それでは、これをもちまして、平成28年度第1回尾張旭市情報公開・個人情報保護審査会を終了いたします。</p>